

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和3年(行ツ)第98号 令和3年(行ヒ)第118号
決定日	令和3年9月10日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	岡村和美 菅野博 三浦守一 草野耕一
当事者等	上告人兼申立人 井原勝介 被上告人兼相手方 岩国市彦治 同代表者市長 福田良憲 同訴訟代理人弁護士 奥
原判決の表示	広島高等裁判所令和2年(行コ)第12号(令和3年1月28日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年9月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 西

佐都美 